資料　1

秋田市個人情報保護法施行条例の制定等について

1　制定の経緯

令和３年５月１２日に可決・成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」第５１条により個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）が改正され、令和５年４月１日より個人情報保護制度が一元化されることとなった（資料２体系イメージ図参照）。

主な改正は、以下のとおり。

(1) 行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の廃止（行政機関等の義務等に関する規定は、法５章で規定）

(2) 学術研究や医療を行う独立行政法人等、地方独立行政法人などは、原則として法４章の個人情報取扱事業者等の義務等の規定を適用

(3) 個人情報の定義の統一（公的分野における定義においても、他の情報との照合の容易性を要件化する）

(4) 民間分野に導入された規律のうち公的分野にも適用が望ましい規定（不適正利用の禁止、仮名加工情報、個人関連情報、漏えい等の報告等）の追加

(5) 地方公共団体、地方独立行政法人が保有する個人情報の保護についても法で共通ルールが定められる（原則、法５章の適用）。

(6) 個人情報保護委員会が公的分野についても包括的な監督権限を有する。

これにより、地方公共団体も法の適用を直接受けることから、法を施行するために必要な事項（法の委任事項および必要最低限の独自の保護措置）について法施行条例を制定するもの

また、これに併せて現行条例の廃止、秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正等関連規程の整備が必要となる。

2　秋田市情報公開・個人情報保護審査会への意見依頼

秋田市個人情報保護法施行条例の制定その他規程の改廃は、本市の個人情報保護制度の運営に関する重要事項に当たるため、市長より審査会に対し調査審議を依頼し、意見を求めるものである（秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例２条２項）。

その際、法施行条例の制定に当たり個人情報保護委員会から示されている考え方を踏まえる必要がある。

＜個人情報保護委員会の考え方＞ 改正の趣旨、目的に照らし、 (1) 条例で定めることが法律上必要な事項 (2) 条例で定めることが法律上許容されている事項 (3) 単なる内部の手続に関する規律にすぎない事項その他の個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項のみ条例で定めることが許容される趣旨

３　意見を求める内容

(1) 秋田市個人情報保護法施行条例、規則案（資料３、４、５）
(2) 秋田市個人情報保護条例の廃止（資料３附則）
(3) 個人情報の適正な取扱い（個人情報取扱事務通知の存続、目的外利用・提供の禁止の例外類型の見直し）（資料６）
(4) 開示請求、訂正請求、利用停止等の期限の審査基準案（予定）
(5) 秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正案等（(2)に伴う規定の整備）（予定）

４　条例制定等のスケジュール（予定）

(1) 秋田市情報公開・個人情報保護審査会へ条例案等への意見依頼
(2) 秋田市情報公開・個人情報保護審査会の開催（８月１日～１０月中旬）
　第２４回開催　秋田市個人情報保護法施行条例案（規則案）の検討
　第２５回開催　秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正案、開示請求等審査基準（案）、意見書案の検討
(3) 条例案概要（考え方）についてのパブリックコメントの実施（９月中旬～１０月上旬）
(4) 秋田市情報公開・個人情報保護審査会より意見書（１０月中旬）
　第２６回開催　パブリックコメント結果報告、意見書の策定
(5) 法令審査委員会（１１月上旬）
(6) 市長決裁、議案提出、議会審議（同月下旬）
(7) 本会議議決、公布（１２月下旬）
(8) 個人情報保護委員会への届出（令和５年１月上旬））
(9) その他規程の整備と市民広報、職員研修
(10) 令和５年４月１日条例等施行

資料　1

5　配付資料

・資料１　秋田市個人情報保護法施行条例の制定等について
・資料２　体系イメージ図
・資料３　秋田市個人情報保護法施行条例（案）
・資料４　秋田市個人情報保護法施行条例案に係る検討事項
・資料５　秋田市個人情報保護法施行細則（案）
・資料６　利用目的以外の個人情報の利用・提供の禁止の例外

・参考資料１　比較検討表（個人情報保護法順）
・参考資料２　個人情報の取扱いに係る主な規定の比較
・参考資料３　個人情報取扱事務開始（変更）通知書、個人情報ファイル簿
・参考資料４　開示請求に係る主な規定の比較
・参考資料５　個人情報保護委員会リーフレット（令和２年法改正）

個人情報保護に関する法律（個人情報保護法）・ガイドライン等の体系イメージ

【現状】

民間分野

- 個人情報保護法（4章　個人情報取扱事業者等の義務、 8章　罰則　等）
- ガイドライン（通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編、仮名加工情報・匿名加工情報編　ほか）
- Q&A
- 分野別ガイドライン（金融、医療、情報通信）

公的分野

国機関、独立行政法人等

- 個人情報保護法（5章　行政機関等の義務、 8章　罰則　等）
- ガイドライン（行政機関等編）
- 事務対応ガイド
- Q&A

（各機関ごと）
- 審査基準
- 管理規程等

地方公共団体、地方独立行政法人

- 個人情報保護条例
- 条例施行規則
- 事務取扱要綱
- 手引
  ほか

【令和5年4月1日以降～】

変更なし

民間分野

- 個人情報保護法（4章　個人情報取扱事業者等の義務、 8章　罰則　等）
- ガイドライン（通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編、仮名加工情報・匿名加工情報編　ほか）
- Q&A
- 分野別ガイドライン（金融、医療、情報通信）

公的分野

国機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人

- 個人情報保護法（5章　行政機関等の義務、8章　罰則等　）
- ガイドライン（行政機関等編）
- 事務対応ガイド
- Q&A

（各行政機関等ごと）
- 審査基準
- 開示の実施の具体的方法
- 管理規程等

（地方公共団体）
- 法施行条例
- 法施行細則

- 個人情報保護法（　1～3章　基本理念、国・地方公共団体の責務、個人情報保護施策等　）
- 個人情報の保護に関する基本方針

赤枠部分は、令和4年3月31日まで、「行政機関個人情報保護法」、「独立行政法人等個人情報保護法」で規律されていたもの

※アンダーライン部分が、審査会に意見を依頼するもの

資料　3

秋田市個人情報保護法施行条例（案）

（趣旨）　【資料４　P1のNO.1、参考資料1 P1】

第１条　この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）　【資料４　P1のNO.2、参考資料1 P2】

第２条　この条例で使用する用語は、法および個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

（登録簿）　【資料４　P2のNO.3、参考資料1 P14】

第３条　市の機関等（市の機関（議会を除く。）および市の設立に係る地方独立行政法人をいう。以下同じ。）は、個人情報を取り扱う事務（個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で保有個人情報を使用するものに限る。以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「登録簿」という。）を備え付けなければならない。

(1) 個人情報取扱事務の名称

(2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称

(3) 個人情報取扱事務の目的

(4) 個人情報の対象者の範囲

(5) 個人情報の記録項目

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

２　前項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

(1) 市の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利、厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報取扱事務

(2) 臨時に収集された個人情報に係る個人情報取扱事務

(3) 資料その他の物品もしくは金銭を送付し、もしくは受領又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所その他の送付もしくは受領又は連絡に必要な事項のみに係る個人情報取扱事務

(4) 刊行物等に掲載され、既に一般に知り得る状態にある個人情報取扱

事務

3　市の機関等は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

4　市の機関等は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（開示請求に係る手数料）　【資料４ P3のNO.4、参考資料1 P23】

第４条　法第89条第２項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2　法第87条第１項の規定により地方公共団体等行政文書の写しの交付（電磁的記録にあっては、市長が定める方法を含む。以下この項において同じ。）を受けるものは、当該写しの作成および送付に要する費用を負担しなければならない。

（開示請求書の記載事項）　【資料４ P4のNO.5、参考資料1 P17】

第５条　開示請求書には、法第77条第１項各号に掲げる事項のほか、市長が定める事項を記載するものとする。

（開示決定等の期限）　【資料４ P5のNO.6、参考資料1 P20】

第６条　開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。

2　前項の期間にかかわらず、市の機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)　【資料４ P5のNO.7、参考資料1 P20】

第７条　開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、

市の機関等は、同条第１項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨およびその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（審査会への諮問）　【資料４ P6のNO.8、参考資料1 P29】

第８条　市の機関（議会を除く。以下同じ。）は、この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合および法第３章第３節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成28年秋田市条例第８号）第２条に規定する秋田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

（運用状況の公表）　【資料４ P6のNO.9、参考資料1 P30】

第９条　市長は、毎年度１回市の機関等における法の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

（委任）　【資料４ P6のNO.10、参考資料1 P31】

第10条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（秋田市個人情報保護条例の廃止）

２　秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

３　次に掲げる者に係る旧条例第３条第２項の規定による職務上知り得た旧条例第２条第２号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第２条第１号に規定する実施機関

（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者のうち、施行日前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 施行日前において、旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務又は指定管理者に公の施設の管理を行わせていた業務に従事していた者

4　施行日前に旧条例第11条、第23条又は第30条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正および利用停止については、なお従前の例による。

5　次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人情報の秘密に属する事項が記録された旧条例第２条第６号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）の施行日以後に提供したときは、２年以下の懲役又は100万以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者

(2) 附則第３項第２号に掲げる者

6　前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第２条第３号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7　前２項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

8　旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

資料　4

秋田市個人情報保護法施行条例案に係る検討事項

No.	検討項目	法施行条例（案）	現行条例	条例案の考え方等	条例案の可否・意見
1	条例制定の趣旨	（趣旨） 第１条　この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	（目的） 第１条　この条例は、個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、市が保有する個人情報の開示、訂正および利用停止を請求する個人の権利を保障することにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。	・法改正の趣旨、目的に照らし、条例で定めることが許容される事項 ①条例で定めることが法律上必要な事項 ②条例で定めることが法律上許容されている事項 ③単なる内部の手続きに関する規律にすぎない事項その他の個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項	
2	定義の統一化	（用語） 第２条　この条例で使用する用語は、法および個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）で使用する用語の例による。	（定義） 第２条(2)　個人情報　個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。	・個人情報の定義は全て統一（民間・公的部門の共通定義は、法第２条。公的部門のみは、法60条） ・法律では「生存する個人に関する情報」とあるため、死者は含まれない。 ・法律では「容易に照合できない情報」は、個人情報に該当しないとしている。 （個人情報に該当しなくなるもの） ①匿名加工情報 ②外部から取得した仮名加工情報（照合表を取得していない場合） ③提供元では個人識別できないが提供先で個人を識別可能となる情報 ↓ 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により、個人情報を利用してはならないとの明記（法63条）、提供先への措置要求義務（法72条）、識別行為禁止義務（法121条）などの規律を設けて必要な権利保護を確保し、公的部門における個人情報の範囲の縮小が個人の権利利益の保護の縮小にはならないようにしている。 （個人情報保護Q&A、新個人情報保護法の逐条解説）	

秋田市個人情報保護法施行条例案に係る検討事項

<table>
<tr><th>No.</th><th>検討項目</th><th>法施行条例（案）</th><th>現行条例</th><th>条例案の考え方等</th><th>条例案の可否・意見</th></tr>
<tr><td rowspan="3">3</td><td rowspan="3">個人情報取扱事務通知の継続</td><td>（登録簿）
第３条　市の機関等（市の機関（議会を除く。）および市の設立に係る地方独立行政法人をいう。以下同じ。）は、個人情報を取り扱う事務（個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で保有個人情報を使用するものに限る。以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「登録簿」という。）を備え付けなければならない。
（1）個人情報取扱事務の名称
（2）個人情報取扱事務を所管する組織の名称
（3）個人情報取扱事務の目的
（4）個人情報の対象者の範囲
（5）個人情報の記録項目
（6）前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項</td><td>（個人情報取扱事務の通知）
第４条　実施機関は、個人情報を取り扱う事務（個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で保有個人情報を使用するものに限る。以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、市長に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。
（1）個人情報取扱事務の名称
（2）個人情報取扱事務を所管する組織の名称
（3）個人情報取扱事務の目的
（4）個人情報の対象者の範囲
（5）個人情報の記録項目
（6）前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項</td><td rowspan="3">【②条例で定めることが法律上許容されている事項】

・法律により「個人情報ファイル簿（以下「ファイル簿」という。）」の作成・公表が義務付けられたが、現行実施している「個人情報取扱事務通知（以下「登録簿」という。）」についても継続して作成・公表するもの（名称は変更）

<table><tr><th></th><th>個人情報取扱事務通知登録簿</th><th>個人情報ファイル簿</th></tr><tr><td>趣旨</td><td>実施機関の個人情報取扱事務の状況を一元的に把握し、制度の適正かつ統一的な運用を図り、市民等が自己に関する個人情報を的確に把握し、積極的に関与することができるようにするもの</td><td>個人情報ファイルの利用に伴う個人の権利利益の侵害の危険性に鑑み、その存在および概要を明らかにすることにより透明性の確保を図り、行政機関における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に役立てるとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をより的確に認識することができるようにするもの</td></tr><tr><td>対象</td><td>個人を検索し得る状態で保有個人情報を使用、取り扱う事務単位で全て</td><td>個人情報を容易に検索できるように体系的に構成した集合物（電子・紙ファイル）のうち、個人情報が1,000件以上のファイル（1,000件未満は適用除外）</td></tr><tr><td>公表内容</td><td>①事務の名称
②所管組織の名称
③事務の目的
④対象者の範囲
⑤記録項目
⑥収集先
⑦利用・提供先
⑧主な公文書の名称</td><td>①ファイルの名称
②利用組織の名称
③ファイルの利用目的
④記録項目
⑤個人情報の収集方法
⑥要配慮個人情報
⑦提供先
⑧請求を受理する組織の名称および所在地
⑨ファイルの種別（電子・紙）
⑩行政機関匿名加工情報に関する事項</td></tr></table>
・件数（令和4年7月末時点）
個人情報取扱事務通知･･･1,595件
1,000人以上の個人情報ファイル･･･229件</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>２　前項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。
（1）市の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利、厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報取扱事務
（2）臨時に収集された個人情報に係る個人情報取扱事務
（3）資料その他の物品もしくは金銭を送付し、もしくは受領又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所その他の送付もしくは受領又は連絡に必要な事項のみに係る個人情報取扱事務
（4）刊行物等に掲載され、既に一般に知り得る状態にある個人情報取扱事務</td><td>２　前項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。
（1）市の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報取扱事務
（2）臨時に収集された個人情報に係る個人情報取扱事務
（3）資料その他の物品もしくは金銭を送付し、もしくは受領し、又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所その他の送付もしくは受領又は連絡に必要な事項のみに係る個人情報取扱事務
（4）前３号に掲げるもののほか、市長が秋田市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いた上で定める個人情報取扱事務</td></tr>
<tr><td>３　市の機関等は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
４　市の機関等は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。</td><td>３　実施機関は、第１項の規定により通知した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、市長に対しその旨を通知しなければならない。
４　市長は、第１項の規定による通知を受けたときは、これを一般の閲覧に供しなければならない。</td><td>・登録簿はこれまでと同様の範囲で、市民が自己情報へ関与することができ、ファイル簿の適用となっていない対象も把握することができるため、適正な取扱いが継続される。</td></tr>
</table>

秋田市個人情報保護法施行条例案に係る検討事項

<table>
<tr><th>No.</th><th>検討項目</th><th>法施行条例（案）</th><th>現行条例</th><th>条例案の考え方等</th><th>条例案の可否・意見</th></tr>
<tr><td>4</td><td>開示請求に係る手数料</td><td>（開示請求に係る手数料）
第４条　法第89条第２項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。
２　法第87条第１項の規定により地方公共団体等行政文書の写しの交付（電磁的記録にあっては、市長が定める方法を含む。以下この項において同じ。）を受けるものは、当該写しの作成および送付に要する費用を負担しなければならない。</td><td>（費用負担）
第49条　この条例の規定による保有個人情報の開示、訂正および利用停止に係る手数料は、無料とする。
２　第21条第３項の規定により公文書の写しの交付（電磁的記録にあっては、市長が定める方法を含む。以下この項において同じ。）を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。</td><td>【①条例で定めることが法律上必要な事項】

・情報公開条例との整合性を図り、手数料は無料とし、実費を徴収するものであり、金額については、従来規則どおりとするもの。

別表
<table><tr><th>公文書の媒体</th><th colspan="2">写しの交付の方法</th><th>金額</th></tr><tr><td rowspan="3">文書又は図画</td><td rowspan="2">電子複写機により用紙に複写したものの交付</td><td>単色（黒）刷り</td><td>１枚につき　10円</td></tr><tr><td>カラー複写</td><td>１枚につき　50円</td></tr><tr><td colspan="2">スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格×0606および×6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置又は日本産業規格×6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付</td><td>写しの作成に要する費用に相当する額に当該文書又は図画１枚ごとに10円を加えた額</td></tr><tr><td rowspan="3">電磁的記録</td><td rowspan="2">用紙に出力したものの交付</td><td>単色（黒）刷り</td><td>１枚につき　10円</td></tr><tr><td>カラー複写</td><td>１枚につき　50円</td></tr><tr><td colspan="2">電磁的記録として複写したものを光ディスクに複写したものの交付</td><td>写しの作成に要する費用に相当する額</td></tr></table>
備考
１　用紙の両面に複写又は印刷をする場合は、片面を１枚として計算する。
２　文書又は図画を複写する用紙および電磁的記録を出力する用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列３番以下とする。
３　この表に掲げる方法以外の方法による写しの作成に要する費用の額は、当該写しの作成に要した額とする。
４　写しの送付に要する費用は、郵送料相当額とする。</td><td></td></tr>
</table>

秋田市個人情報保護法施行条例案に係る検討事項

No.	検討項目	法施行条例（案）	現行条例	条例案の考え方等	条例案の可否・意見
5	開示請求の手続	（開示請求書の記載事項） 第５条　開示請求書には、法第77条第１項各号に掲げる事項のほか、市長が定める事項を記載するものとする。	（開示請求の手続） 第12条　前条第１項又は第３項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。 (1) 開示請求をする者の氏名および住所又は居所 (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項 (3) 前２号に掲げるもののほか、市長が定める事項 ２　前項の場合において、開示請求をする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又は前条第２項もしくは第３項の規定により開示請求をすることができる者であることを示す書類で市長が定めるものを提示し、又は提出しなければならない。 ３　実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。	【②条例で定めることが法律上許容されている事項】 ・様式についての定めが必要 （規則で名称を定め、様式は別に定める。） ・国は請求、決定通知、開示の実施の申出、開示という流れであるため、現行の秋田市の開示手順とは相違がある。 ・秋田市個人情報保護法施行細則案（資料５）、開示請求に係る規定の比較（参考資料４）を参照	

秋田市個人情報保護法施行条例案に係る検討事項

No.	検討項目	法施行条例（案）	現行条例	条例案の考え方等	条例案の可否・意見
6	開示決定等の期限	（開示決定等の期限） 第６条　開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。 ２　前項の期間にかかわらず、市の機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。	（開示決定等の期限） 第18条　前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第12条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 ２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。	【②条例で定めることが法律上許容されている事項】 ・法は開示決定期限を30日、延長後の期限を60日としているが、現行条例は決定期限を15日、延長後の期限を45日としている。秋田市がこれまでに延長した実績からみても30日以内には決定しているため、市民サービスを優先し、現行同様の期限とするもの。なお、情報公開条例とも起算日は違うが、取扱いは同じである。 （法は初日不算入、現行条例は初日参入） （延長した件数）R3　１件、H29　２件 ※３件とも30日以内に開示決定している。 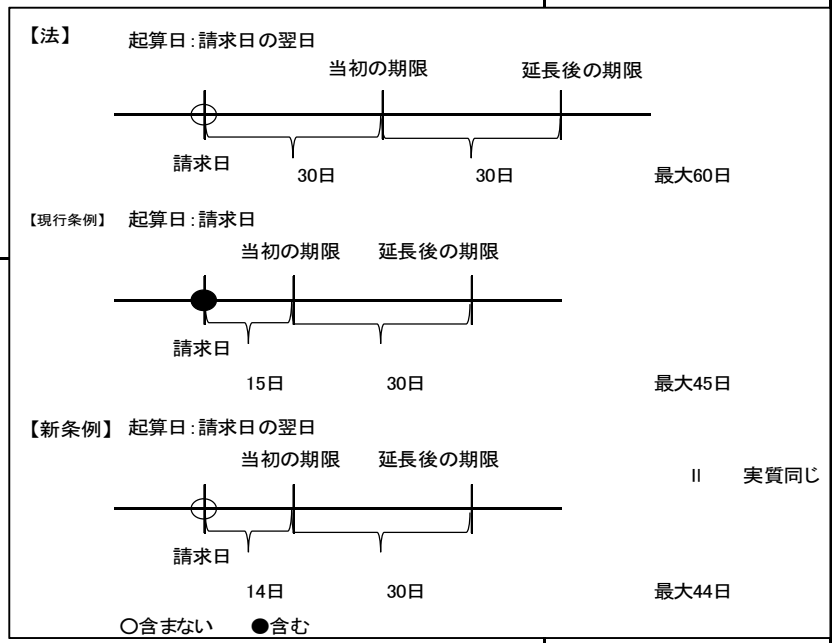 	
7	開示決定等の期限の特例	（開示決定等の期限の特例） 第７条　開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関等は、同条第１項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 １　この条の規定を適用する旨及びその理由 ２　残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（開示決定等の期限の特例） 第19条　開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第１項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1) この条の規定を適用する旨およびその理由 (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	【②条例で定めることが法律上許容されている事項】 ・法は60日としているが、現行条例は45日としており、現行同様の期限とするもの。 （法は初日不算入、現行条例は初日参入）	

秋田市個人情報保護法施行条例案に係る検討事項

No.	検討項目	法施行条例（案）	現行条例	条例案の考え方等	条例案の可否・意見
8	審査会への諮問	（審査会への諮問） 第８条　市の機関（議会を除く。）は、この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合および法第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成28年秋田市条例第８号）第２条に規定する秋田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。	－	【②条例で定めることが法律上許容されている事項】 ・地方独立行政法人を除く市の機関が対象であり、具体的な諮問事項は審査会条例で規定するもの。 ・個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、法改正の趣旨に照らして許容されないものである。 ・審議会での具体的な審議事項については、秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例新旧対照表を参照（資料９）	
9	運用状況の公表	（運用状況の公表） 第９条　市長は、毎年度１回市の機関等における法の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。	（運用状況の公表） 第51条　市長は、毎年度１回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。	【③単なる内部の手続きに関する規律にすぎない事項】 ・法とは別に市の運用状況等の報告を毎年度実施するもの ①公告、②運用状況報告･･･現状と同じ	
10	委任	（委任） 第10条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。	（委任） 第53条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。	・様式の名称等必要な事項は市長が定める旨の委任規定を定めるもの	

No.	検討項目	考え方等	可否・意見
1	条例要配慮個人情報の規定	・法は、個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるとの考えのもと、例外的に地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等として地方公共団体が条例で定めることができるとしている。（ガイドライン） 国の想定では、対象は、地方公共団体等がそれぞれの施策に際して保有することが想定される情報（LGBTに関する事項、生活保護の受給、一定の地域出身者である事実など）。 ・要配慮個人情報（※１）自体が、個人情報と同一の取扱い（法令に定める所掌事務又は業務の遂行のために必要な事項に限って取得する、不適正な取得を禁止する等）で必要な保護が図られるほか、条例要配慮個人情報を規定しても、固有のルールを付加することができず、要配慮個人情報と分けて定める意義が薄い。 また、規定する際には事前に個人情報保護委員会への相談が必要となる。 ・市として特有の差別や偏見が生じている事実や規定することによる効果を考慮して判断する必要があるが、現在のところは特に想定されない。	
2	行政機関等匿名加工情報（※２）に係る規定	・経過措置として当分の間、都道府県および指定都市に適用、他の地方公共団体の実施は任意となっている。 ・事例も少なく、本市での必要性が見込めない。	
3	訂正決定、利用停止決定等の期限	・法、現行条例ともに当初期限３０日、延長後６０日 ・起算日が違うため（法は初日不算入、条例は初日含む。）、実質は期限が法律の場合は１日長い。決定期限が現状より１日遅くなるが、市民にとっての不利益が重大とまではいえないため、法に従うもの	

※１　要配慮個人情報
不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして次の①から⑪までの記述等が含まれる個人情報
①人種、②信条、③社会的身分、④病歴、⑤犯罪の経歴、⑥犯罪により害を被った事実、⑦身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）等の心身の機能の障害があること、⑧健康診断その他の検査の結果、⑨健康診断等の結果に基づく保健指導、診察・調剤情報、⑩本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索等の刑事事件の手続が行われたこと、⑪本人を非行少年又はその疑いがある者として、保護処分等の少年保護事件に関する手続が行われたこと。

※２　匿名加工情報
個人情報を個人情報の区分に応じて次の①および②に記載する措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたもの。
①特定の個人を識別することができなくなるように当該個人情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等の一部を削除すること。
②当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を特定の個人を識別することができなくなるように削除すること。

資料　5

秋田市個人情報保護法施行細則（案）

（趣旨）

第１条　個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行については、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第３号）および秋田市個人情報保護法施行条例（令和４年秋田市条例第　号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則に定めるものとする。

（登録簿）

第２条　条例第３条第１項に規定する登録簿は、個人情報取扱事務登録簿によるものとする。

（保有個人情報開示請求書）

第３条　法第77条第1項に規定する書面は、保有個人情報開示請求書とする。

（保有個人情報開示決定通知等）

第４条　法第82条第１項に規定にする書面は、保有個人情報開示決定通知書とする。

２　法第82第２項に規定する書面は、保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書とする。

（保有個人情報開示決定等期限延長通知書等）

第５条　条例第６条第２項に規定する書面は、開示決定等期限延長通知書とする。

２　条例第７条第２項に規定する書面は、開示決定等期限特例延長通知書とする。

（開示請求事案の移送書）

第６条　法第85条第１項に規定する書面は、他の行政機関の長等への開示請求事案移送書とする。

（保有個人情報の開示に関する意見照会書等）

第７条　法第86条第１項および第２項の規定により第三者に意見書を提出する機会を与える場合の書面による通知は、保有個人情報の開示に関す

る意見照会書によるものとする。

２　法第86条第１項および第２項に規定する意見書は、保有個人情報の開示決定等に関する意見書とする。

３　法第86条第３項に規定する書面は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書とする。

（文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示方法）

第８条　政令第23条の市長が定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 当該文書又は図画（法第87条第１項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次号に規定するもの）の閲覧

(2) 当該文書又は図画を電子複写機による用紙に複写したものの交付又は当該文書もしくは図画を撮影した写真フィルムを印刷紙に印画したものの交付

(3) 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付（当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、その保有する処理装置およびプログラムにより当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。）

（電磁的記録の開示方法）

第９条　法第87条第１項の市長が定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電磁的記録を専用機器により再生し、又は映写したものの閲覧、視聴又は聴取

(2) 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

(3) 電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付

（保有個人情報の開示の実施方法等申出書）

第10条　政令第26条第１項に規定する書面は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書とする。

（保有個人情報訂正請求書）

第11条　法第91条第１項に規定する書面は、保有個人情報訂正請求書とする。

（保有個人情報訂正決定通知書等）

第12条　法第条第93項第１項に規定する書面は、保有個人情報訂正決定通知書とする。

２　法第93条第２項に規定する書面は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書とする。

（保有個人情報訂正決定等期間延長通知書等）

第13条　法第94条第２項に規定する書面は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書とする。

２　法例第95条に規定する書面は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書とする。

（開示請求事案の移送書）

第14条　法第96条第１項に規定する書面は、他の行政機関の長等への訂正請求事案移送書とする。

（保有個人情報の訂正の実施に関する通知書）

第15条　法第97条に規定する書面は、保有個人情報の訂正の実施に関する通知書とする。

（保有個人情報利用停止請求書）

第16条　法第99条第１項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書とする。

（保有個人情報利用停止決定通知書等）

第17条　法第101条第１項に規定する書面は、保有個人情報利用停止決定通知書とする。

２　法第101条第２項に規定する書面は、保有個人情報の利用不停止をしない旨の決定通知書とする。

（保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書等）

第18条　法第102条第２項に規定する書面は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書とする。

２　法第103条に規定する書面は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書とする。

（情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書）

第19条　法第105条に規定する諮問は、情報公開・個人情報保護審査会諮問

通知書によるものとする。

（写しの交付に要する費用の額等）

第20条　条例第４条第２項の市長が定める方法は、第９条第２号および第３号の規定による交付その他市長が認める方法とする。

２　条例第４条第２項に規定する費用の額は、別表に定めるところによる。

３　前項に規定する費用は、前納とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

４　地方公共団体等行政文書の写しの交付（電磁的記録にあっては、第１項に規定する方法を含む。）の部数は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている文書１件につき１部とする。

（運用状況の公表）

第21条　条例第９条の規定による運用状況の公表は、公告により行うものとする。

（委任）

第22条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

別表（第20条関係）

公文書の媒体	写しの交付の方法		金額
文書又は図画	電子複写機により用紙に複写したものの交付	単色（黒）刷り	１枚につき　10円
		カラー複写	１枚につき　50円
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格Ｘ0606およびＸ6281に適合する直径120ミリメート		写しの作成に要する費用に相当する額に当該文書又は図画１枚ごとに10

	ルの光ディスクの再生装置又は日本産業規格Ｘ6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付		円を加えた額
電磁的記録	用紙に出力したものの交付	単色（黒）刷り	１枚につき　10円
		カラー複写	１枚につき　50円
	電磁的記録として複写したものを光ディスクに複写したものの交付		写しの作成に要する費用に相当する額

備考

1　用紙の両面に複写又は印刷をする場合は、片面を１枚として計算する。

2　文書又は図画を複写する用紙および電磁的記録を出力する用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列３番以下とする。

3　この表に掲げる方法以外の方法による写しの作成に要する費用の額は、当該写しの作成に要した額とする。

4　写しの送付に要する費用は、郵送料相当額とする。

利用目的以外の個人情報の利用・提供の禁止の例外（条例第６条第２項第６号）

	秋田市個人情報保護条例での類型	左記の理由		改正法第69条第2項の第何号に当たるか および条文	備考
1	栄典、表彰等の選考を行うため、人選に必要な範囲内で、候補者に関する個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用又は提供する場合	選考対象者に関する個人情報を本人から収集したのでは、事務の公正で円滑な遂行を困難にするおそれがある。このため、実施機関が他の目的で収集した個人情報を収集したときとは異なる目的で利用又は提供することが必要な場合がある。	4	前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。	本人の生命や身体、又は財産を保護するために必要がある場合や、本人に対する金銭の給付・栄典の授与等のために必要な場合 国事務ガイドより
2	委員、講師、指導者、助言者等の選考、任命等を行うため、人選に必要な範囲内で、候補者に関する個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用又は提供する場合	委員や講師等の人選を行う場合には、本人から収集したのでは情報の客観性、正確性を確保することができず、また、人選を行う機関は、適任者を幅広く求めるため、多くの機関から委員、講師等の候補者の実績等の個人情報を収集する必要がある。 このため、候補者に関し、実施機関が現に保有する個人情報を実施機関以外の市の機関又は国等の機関に提供することが必要な場合がある。	3	他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。	
3	報道機関等への発表や報道機関等からの取材、要請等に応じるため、個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用又は提供する場合	対象となる個人情報の内容、社会的関心の高さ、公表した場合の影響等を判断して、公表することが社会通念上許容される範囲内であると認められる場合には、報道機関の取材に応じ、または、報道機関に発表することが必要な場合がある。	4	前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。	「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」とは、本来行政機関等において厳格に管理すべき個人情報について、行政機関等以外の者に例外として提供することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則して、「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要であるとする趣旨である。 具体的には、①行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること、②提供を受ける側が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得することが著しく困難であること、③提供を受ける側の事務が緊急を要すること、④当該保有個人情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること等の、特別の理由が必要である。 国事務ガイドより
4	訴訟の当事者である市が訴訟資料を裁判所に提出するため、個人情報を当該事務の目的以外の目的で提供する場合	市が訴訟の当事者であり、十分な主張・立証を尽くすためには、事実関係を正確に反映させ、公正、妥当な訴訟をする要請との均衡を配慮しながら処理する必要があるため、事務の目的に関わらず、訴訟資料として裁判所に提出することが必要な場合がある。	4	前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。	
5	児童生徒の指導に関し、自立支援関係機関と連携して、指導の充実を図るため、個人情報を当該事務の目的以外の目的で提供する場合	深刻な問題行動を抱える児童生徒の指導に関しては、児童相談所や自立支援施設等と連携して指導の充実を図ることが必要であり、当該児童生徒の指導記録等の個人情報を、当該事務の目的以外の目的で提供することが必要な場合がある。	2 3 4	二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。	四 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
6	救急活動において、傷病者を救護するため、警察、保健所、福祉等との連携が必要で、本人に関する個人情報を提供する場合	救急活動において、精神疾患で自傷他害のおそれ等がある場合、警察、保健所との連携が不可欠であり、本人に関する個人情報を提供する必要がある。 また、傷病者の拒否など不搬送の場合、あるいは生活保護を受けている等関係機関へ連絡し事後処理依頼しなければならない事案に関し、本人に関する個人情報を提供する必要がある。			四 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき
7	秋田県が行う脳卒中発症者通報事業に協力するため、秋田県に脳卒中発症者の情報を提供する場合	秋田県脳卒中発症者通報事業は、脳卒中予防対策および脳卒中医療の向上に寄与する事業であるため、その公益性を考慮し、脳卒中発症者の情報を秋田県に提供する。	3	他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。	
8	秋田県が行う大腸がんおよび胃がん登録事業に協力するため、秋田県が委託する法人に大腸がんおよび胃がんの患者情報を提供する場合	秋田県大腸がん登録事業および秋田県胃がん登録事業は、がんの罹患の実態を登録することにより、がん予防推進上の重要な基礎資料とし、県民の保健衛生の向上に寄与する事業であるため、その公益性を考慮し、大腸がんおよび胃がんの患者情報を秋田県が委託する法人に提供する。	4	前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。	公益性のある事務事業で当該個人情報の提供が当該事務事業の遂行に不可欠
9	児童生徒の非行および犯罪被害を防止するために、当該児童生徒に関する個人情報を警察へ提供する場合	（仮称）秋田市立学校警察連絡連携制度に関する協定に基づき、一般的な情報交換による連携だけでなく、児童生徒の非行および犯罪被害等、具体的な事案に係る情報連携を行う場合に、当該児童生徒に関する個人情報を警察へ提供することが必要とされる場合がある。	3	他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。	